

五泉市学校給食調理業務受託者選定プロポーザル提案書作成及び募集要項

令和 8 年 9 月 1 8 日

五泉市長 田 邊 正 幸

1 事業概要

(1) 事業目的

この要項は、五泉市立小中学校全 13 校において実施する学校給食をより一層「安全」で「楽しく」「おいしい」給食として児童生徒に提供するために、五泉市学校給食調理業務委託仕様書に基づき、最新の知識と技術、さらに豊富な経験に基づく企画の提案を受け、本市の選定基準により審査した上で受託業者を選定することを目的とする。

(2) 事業名及び対象学校

【事業名】 五泉市学校給食調理業務委託

【対象学校】

学校名	所在地
五泉市立五泉小学校	五泉市学校町 3 番 1 4 号
五泉市立五泉南小学校 (新潟県立五泉特別支援学校と親子方式)	五泉市駅前 2 丁目 5 番 5 3 号
五泉市立五泉東小学校	五泉市赤海 3 7 1 4 番地
五泉市立川東小学校 (五泉市立川東中学校と親子方式)	五泉市中川新 2 4 3 1 番地
五泉市立巢本小学校	五泉市論瀬 4 7 番地 1
五泉市立橋田小学校	五泉市橋田 1 0 1 6 番地
五泉市立大蒲原小学校	五泉市南田中 6 4 6 番地 2
五泉市立村松小学校	五泉市城下 1 丁目 8 6 5 番地
五泉市立愛宕小学校	五泉市石曾根 8 0 7 4 番地 2
五泉市立五泉中学校	五泉市南本町 2 丁目 1 番 8 7 号
五泉市立五泉北中学校	五泉市三本木 2 丁目 7 番 1 号
五泉市立川東中学校 (五泉市立川東小学校から運搬)	五泉市猿和田 1 8 1 番地
五泉市立村松桜中学校	五泉市愛宕甲 2 7 0 5 番地 1

(3) 委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

※地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

(4) 提案上限額

827,729,000 円以内とする。(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

提案上限額は1（2）に記載された学校の3年間の委託額の総額とする。なお、五泉市立橋田小学校と五泉市立大蒲原小学校は令和10年3月31日をもって閉校となるため、当該2校についての委託額は1年分で積算すること。

※提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、この金額での契約を約束するものではない。

2 プロポーザル方式で提案を求める趣旨

学校給食調理業務については、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」（以下「衛生管理基準」という。）に基づき、衛生管理を徹底し、食中毒の発生防止に努めることが求められる。衛生管理基準では、施設及び設備の整備並びに清潔及び衛生の保持、栄養士及び調理従事者に対する衛生指導及び研修、食品の品質管理及び検査、食品の検収及び保管、調理過程における衛生管理、給食の配食及び配膳、検食及び保存食の管理、残食及び残菜の処理など、一般の大量調理施設を対象とする厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」以上に、学校給食全般にわたる厳格な基準が定められている。

このため、受託業者には、学校給食衛生管理基準を遵守できる体制を備えていることに加え、教育活動に支障を及ぼさないよう配慮し、指定された時間までに確実に配食及び配膳を行うことが求められる。

したがって、受託業者の選定に当たっては、業務実績や経営状況だけでなく、学校給食の運営方針、衛生管理体制、職員研修への取組みなどを検証し、学校給食に対する理解や業務の履行能力を総合的に判断する必要がある。

以上のことから、価格を主な判断基準とする一般競争入札ではなく、一定の要件を満たす民間事業者から、提示した条件に対する提案書の提出を求め、その内容等を審査して、受託業者を決定する公募型プロポーザル方式により選定を行うものとする。

3 選定方法

選定方法は公募型プロポーザル方式とする。

4 提案の審査及び契約の方法

（1）提案の審査

公募により、一定の参加資格を有する者から五泉市学校給食調理業務に関する提案を受け、五泉市学校給食調理業務受託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を受託の優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合については、順次、評価点の高い提案者を繰り上げて優先交渉権者とする。

また、審査の結果、評価点が高得点となった場合は、五泉市学校給食調理業務受託業者選定プロポーザル審査基準第3条第1項（4）衛生管理の実施方法（以下、「評価項目4」という。）の評価点が高い提案者を優先交渉権者とし、評価項目4の評価点が高得点だった場合は、五泉市学校給食調理業務受託業者選定プロポーザル審査基準第3条第1項（2）給食業務の基本的な考え方（以下、「評価項目2」という。）及び五泉市学校給食調理業務受託業者選定プロポーザル審査基準第3

条第1項(3)給食調理業務の実施方法(以下、「評価項目3」という。)の評価点の合計が高い提案者を優先交渉権者とし、評価項目2及び3の評価点の合計が同得点だった場合は、五泉市学校給食調理業務受託者選定プロポーザル審査基準第3条第1項(5)提案額の評価点が高い提案者を優先交渉権者とする。ただし、優先交渉権者が次の事項に1つでも該当する場合は、優先交渉権者として選定しない。

①評価点が、60点以下であった場合。

②評価項目3が、11点以下であった場合。

③評価項目4が、14点以下であった場合。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、委員会においてこれを定める。

(2) 契約の方法

ア. 契約は対象学校13校一括の契約とする。

イ. 契約に際しては、提案の内容と本市の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

5 審査基準

本提案は五泉市学校給食調理業務受託者選定プロポーザル審査基準に基づき審査するものとする。

6 提案参加資格

(1) 本提案への参加は、単独企業とする。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止処分を受けていないこと。

(3) 五泉市長及び新潟県知事のいずれからも委託業務につき、指名の停止を受け、その停止期間中でない者であること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

(6) 提出された書類に虚偽の記載等がないこと。

(7) 新潟県内に本社・支所・営業所等を有すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。

(9) 公告の日から起算して過去3年以内に給食調理業務等の受注実績があること。

(10) 「五泉市学校給食調理業務委託仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。

(11) 公告の前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年経過していること。

(12) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(13) 五泉市業務委託入札参加資格申請を令和8年10月7日（水）までにしていること。

7 提案参加に関する説明資料

五泉市のホームページからダウンロードすること。

8 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月2日（金）午後5時15分まで必着。

(2) 提出方法及び提出先

電子メールに質問書（様式第9号）を添付し、下記メールアドレス宛に指定する件名で送信すること。

【送信先】五泉市学校教育課学校給食係メールアドレス shokuiku@city.gosen.lg.jp

【件 名】五泉市学校給食調理業務委託に関する質問書（事業者名）

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括して回答書として取りまとめ、令和8年10月7日（水）午後4時頃までに本市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称は非公表とし、質問事項が重複していると判断した場合は、整理した上で回答する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

9 提案参加への申込

(1) 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月9日（金）午後5時15分まで必着。

(2) 申込方法及び申込先

直接持参又は郵送。

※郵送の場合は電話等により郵送した旨を連絡すること。

【申込先】五泉市教育委員会 学校教育課 学校給食係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

電話（代表）0250-43-3911（内線366）

(3) 提出書類及び提出部数

①五泉市学校給食調理業務委託プロポーザル応募意思表明書（誓約書）（様式第1号） 1部

②事業経歴書（様式は任意。過去の受託実績が記載されていること。） 1部

③委任状（様式第11号） 1部

「③委任状」については、代理人を定める場合にのみ提出すること。

10 参加資格審査結果の通知

(1) 通知期限

令和8年10月14日（水）

(2) 通知方法

五泉市学校給食調理業務委託プロポーザル応募意思表明書（誓約書）に記載された担当者（連絡

責任者）に電子メールで通知する。

1 1 提案書の作成

(1) 提案項目

提案書は下記に示す項目に基づき作成することを基本とする。

- ① 学校給食に対する基本的な考え方
- ② 人員配置及び調理業務体制について
- ③ 休暇者の代替従事者について
- ④ 調理師、栄養士の確保について
- ⑤ 職員研修の方法及び内容について
- ⑥ 食育について
- ⑦ 食中毒など非常時の対応について
- ⑧ 安全衛生管理体制について
- ⑨ 見積額について

1 2 提案書の提出

(1) 受付期間

令和8年10月9日（金）から令和8年10月15日（木）午後5時15分まで必着。

(2) 提出方法及び提出先

直接持参又は郵送。

※郵送の場合は電話等により郵送した旨を連絡すること。

【提出先】五泉市教育委員会 学校教育課 学校給食係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

電話（代表）0250-43-3911（内線366）

(3) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～④とする。

①五泉市学校給食調理業務提案書

五泉市学校給食調理業務委託プロポーザル申請様式集による。

②提案項目説明資料

③学校給食調理業務委託費見積書

（学校毎に、人件費、法定福利費、福利厚生費、消耗品、事務費、営業管理費等に区分し提出）

④会社概要

(4) 提出部数

製本15部（提出する提案書は1案のみとする。）

(5) その他

受付期間後の提案書の追加、修正及び差し替えは一切認めない。

1 3 ヒアリングの実施

上記12による提出書類のほか、提出書類の内容に基づくヒアリングを行うものとする。なお、

事前の施設見学は実施しない。

(1) 実施日及び会場

令和8年10月22日(木)

五泉市太田1094番地1

五泉市役所5階 第3委員会室

(2) ヒアリングの方法

①提案内容の説明(20分以内)

提案書及び会社概要等、調理業務で特に配慮している点について説明を行うこと。

提案内容の説明は、提出した提案書等の内容に基づく説明を基本とするが、必要に応じてパワーポイント等の活用も可とする。ただし、内容については提出した提案書等に記載された範囲内において説明用に編集を加えたものとする。提案内容の説明には、事務局が用意したプロジェクター(HDMI接続)を使用することができる。また、その際は予め事務局に連絡のうえパソコン等は持参すること。

②質疑応答(10分程度)

③出席者は3名以内とすること。

④説明の準備に要する時間は、入室後10分以内とする。

⑤ヒアリングは非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

1.4 結果通知について

(1) 選定結果通知書により選定結果を通知する。

(2) 失格

ア 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。

イ 6の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

ウ ヒアリングを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合。

1.5 経費の負担

(1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2) 提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 留意事項

本提案の審査は受託業者内定(受託候補者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には協議を行い調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものとする。